

## 10 営業所の名称及び所在地

名 称 (設 置 年 月 日)	所 在 地	貸金業務取扱 主任者の氏名 (登録番号)
(主たる営業所又は事務所) <b>本 店</b> (平成28年 5月 1日)	郵便番号 (〒000-0000) 大阪市中央区大手前〇丁目〇番〇号 大阪XXビル〇〇〇号室 電話番号 06-0000-0000	大坂 一子 K123456789 天王寺 塔子 K321654987
(従たる営業所又は事務所) <b>梅田支店</b> (平成28年 5月 1日)	郵便番号 (〒000-0000) 大阪市北区梅田1丁目〇番〇号 梅田〇〇ビル 1階 電話番号 06-0000-0000	梅田 七子 (北 七子) K987654321
<b>自社設置 店舗外現金自動設備</b> <b>梅田東店</b> (平成28年 5月 1日)	郵便番号 (〒000-0000) 大阪市北区梅田2丁目〇番〇号 ΔΔビル 3階 電話番号 06-0000-0000	梅田 七子 (北 七子) K987654321
<b>自社設置 店舗外自動契約機</b> <b>梅田西店</b> (平成28年 5月 1日)	郵便番号 (〒000-0000) 大阪市北区梅田3丁目〇番〇号 北XXビル 2階 電話番号 06-0000-0000	梅田 七子 (北 七子) K987654321
<b>難波支店</b> (平成28年 5月 1日)	郵便番号 (〒000-0000) 大阪市中央区難波1丁目〇番〇号 難波XXビル 303号室 電話番号 06-0000-0000	南 三太 K543219876
<b>他社設置 店舗外現金自動設備</b> 株式会社 ΔΔカード 大阪市北区〇〇町〇丁目〇番〇号 (平成28年 5月 1日)	郵便番号 (〒000-0000) 大阪市中央区難波2丁目〇番〇号 ΔΔカードビル 1階 電話番号 06-0000-0000	南 三太 K543219876
<b>他社設置 店舗外自動契約機</b> 株式会社 □□ファイナンス 近畿財務局長 (01) 第〇〇〇〇〇号 (平成28年 5月 1日)	郵便番号 (〒000-0000) 大阪市中央区難波3丁目〇番〇号 大阪□□南ビル 2階 電話番号 06-0000-0000	南 三太 K543219876
<b>代理店 ××店</b> 株式会社 ××商事 近畿財務局長 (01) 第〇〇〇〇〇号 (平成28年 5月 1日)	郵便番号 (〒000-0000) 大阪市中央区難波4丁目〇番〇号 ××ビル 1階 電話番号 06-0000-0000	南 三太 K543219876
( 年 月 日)	以下余白 電話番号	
計 8 店		

(記載上の注意)

1 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称(委託先が貸金業者の場合は登録番号(登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。))を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。)を記載すること。

また、営業所等は、施行規則第1条の5第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。

2 「所在地」には電話番号(場所を特定する電話番号に限る。)を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名(業務委託先設置分は委託先ごと)を記載すること。

3 「貸金業務取扱主任者の氏名」は、施行規則第10条の8に定めるところにより各営業所等に設置した貸金業務取扱主任者を記載すること。氏を改めた者においては、旧氏及び名を「貸金業務取扱主任者の氏名」に括弧書で併記することができる。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店(当該代理店が貸金業者である場合に限る。)については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を設置することができる。

4 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を設置する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。

5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

(記載方法)

- 1 「主たる営業所等」欄は、
  - ア 法人にあっては、登記簿上の本店又は事務所を記載する。
  - イ 個人にあっては、貸金業務全般を統括する施設を記載する。
- 2 「従たる営業所等」欄は、主たる営業所等以外の営業所等を記載する。
- 3 「自動契約受付機」に係る記載方法
  - ア 「名称」欄には、「自動契約受付機」と記載し、当該自動契約受付機のある営業所の名称を記載する。
  - イ 「所在地」欄には、当該自動契約受付機のある営業所の住所と、当該自動契約受付機のある営業所を管理する営業所の電話番号を記載する。
- 4 「自社設置 現金自動設備」に係る記載方法
  - ア 「名称」欄には、「自社設置 現金自動設備」と記載し、当該現金自動設備のある営業所の名称を記載する。
  - イ 「所在地」欄には、当該現金自動設備のある営業所の住所と、当該現金自動設備のある営業所を管理する営業所の電話番号を記載する。
- 5 「他社設置 現金自動設備」に係る記載方法
  - ア 「名称」欄には、「他社設置 現金自動設備」と記載し、次により記載する。
    - ① 委託先が貸金業者でない場合は、当該現金自動設備の委託先の商号及び本店所在地
    - ② 委託先が貸金業者である場合は、当該現金自動設備の委託先の商号及び貸金業登録番号
  - イ 「所在地」欄には、当該現金自動設備のある営業所の住所と、当該現金自動設備のある営業所を管理する営業所の電話番号を記載する。
- 6 「代理店」に係る記載方法  
5の「他社設置 現金自動設備」に係る記載方法に準ずる。
- 7 「他社設置 現金自動設備」及び「代理店」を設置する場合は、別紙様式第1号第6面「3金銭の貸付けの代理」の「(1) 委任」を選択する。
- 8 「貸金業務取扱主任者」は、各営業所等につき1名（貸金業の業務に従事する従業者の数が50人超の場合は2名。以下、50人ごとに1名増）設置する。  
なお、他の営業所等の貸金業務取扱主任者と兼任できない。ただし、「自動契約受付機」、「現金自動設備」及び「代理店」については、他の営業所等と兼任できる。  
※氏を改めた場合は、旧氏及び名を括弧書で併記することができる（令和2年12月23日の貸金業法施行規則別紙様式改正による。）。
- 9 ひとつの営業所に複数名の貸金業務取扱主任者を設置する場合、「貸金業務取扱主任者の氏名」欄には、同じ枠内に複数名分の氏名を記入するか、下の枠を使用する場合は「{」マークを使用するなどの方法で所属する営業所を表現する。（同じ営業所を2段にわたって記載しないこと。）
- 10 登録番号は、貸金業務取扱主任者の登録完了通知書に記載されている、Kから始まる9桁の番号を記載する。
- 11 記載欄に空欄ができた場合は、「以下余白」と記載する。